

身体拘束等の適正化のための指針

sansui スタジオ
虐待防止及び身体拘束適正化委員会

【法人施設・事業所における身体拘束に関する基本的な考え方】

身体拘束は、お子さまの生活の自由を制限する事であり、お子さまの尊厳ある生活を阻むものである。当法人・事業所では、法人理念に則り、「可能性と出会う」という環境作りに努め、サービス提供にあたっては、お子さまの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（1）障害福祉・児童福祉サービス基準の身体拘束適正化の規定

サービス提供にあたっては、お子さままたは他のお子さまなどの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお子さまの行動を制限する行為を禁止する。

（2）緊急やむを得ない場合の例外3原則

お子さま個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかし、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

① 切迫性…

お子さままたは他のお子さま等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性…

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③ 一時性…

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

sansuiスタジオにおいて、緊急やむを得ず身体拘束を行う可能性がある項目

- ・ 自傷、他害行為があった場合、またはそれを抑制する場合
- ・ 屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- ・ 屋外活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- ・ 飲食、排泄等の介助時
- ・ 被服や身の回りの物の着脱時
- ・ 手洗い、うがい、手先の消毒等
- ・ クールダウンのための別室静養時 等

(3) サービス提供時における意識・姿勢

身体拘束を行う必要性が生じない様に、日常的に以下のことに取り組む。

- ① お子さま主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。職員の言葉や対応等で、お子さまの精神的自由を妨げないように努める。
- ② お子さまの思いをくみ取り、その意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた適切な対応を行う。
- ③ お子さまの安全を確保する観点から、お子さまの自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ④ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらお子さまが主体的に生活できる様に努める。

【身体拘束等の適正化に向けた組織体制】

身体拘束等の適正化に向けた組織体制として「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」を常設し、本委員会の委細は別途「虐待防止及び身体拘束適正化委員会 設置要綱」に定めるものとする。

【身体拘束の適正化及び改善のための職員教育・研修】

虐待防止及び身体拘束適正化委員会は、身体拘束適正化と人権を尊重した支援の励行について普及・啓発するとともに、本指針に基づき、全職員を対象に年1回以上の研修を実施する。また、新規採用者には、採用時に補足研修を行う。研修を実施した際は実施者、実施日、内容等を記載した記録を作成の上、これを保管する。

【緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応及び報告】

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

お子さままたは他のお子さまの生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への同意の上行い、説明を行う。

また、身体拘束を行った場合は、管理者並びに虐待防止及び身体拘束適正化委員を中心として、十分な観察を行うとともに、評価及び経過記録を行う。

(3) 本人・家族への説明

お子さまの人権を尊重し、安心してサービスをご利用いただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明する。事業所はお子さま及び家族の生活に対する意向を確認し支援の方向性を提案することで、身体拘束適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

(4) 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体的拘束の実施状況(日時、時間、3要件確認状況)やお子さまの態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、虐待防止及び身体拘束適正化委

員会に報告する。委員会において拘束から拘束解除の過程が適切であったかの確認(3要件の具体的な再検討)及び評価を行う。

【利用者等に対する指針の閲覧】

本指針は事業所内にていつでも閲覧できる形で保管すると共に、令和6年度中にホームページ内に掲載する。

【その他身体拘束等の適正化に必要な基本方針】

当該指針は、虐待防止及び身体拘束適正化委員会において定期的に見直しを実施し、本社へ報告の上、必要な改正等を行う。

(附則)

この指針は、令和6年4月1日から施行する。